## 「MMF等の運営に関する規則」の一部改正

平成 22 年 10 月 14 日 (下線部分変更)

新

## MMF等の運営に関する規則

## MMF等の運営に関する規則

第1条~第2条 (略)

(組入有価証券等の範囲)

第3条 MMFが組入れることのできる有価証券の範囲は、前条第 1 項に規定する有価証券のうち次に掲げる有価証券とする。

(1) (略)

- (2)前号に規定する有価証券以外の有価証券で、当該有価証券の取得時において2社以上の 信用格付業者等(金商法第2条第36項に規定する信用格付業者及び金融商品取引業等 に関する内閣府令第116条の3第2項に規定する特定関係法人をいう。以下同じ。) P-2又はA-2相当以上の短期信用格付若しくはBBBフラット又はBaa2相当以上の長期信 用格付を受けているもの
- (3)前2号に規定する有価証券以外の有価証券で1社の<u>信用格付業者等</u>からの<u>信用</u>格付のみのもの又は<u>信用格付業者等から信用</u>格付を取得していないもののうち、取得時において投資信託委託会社(投資信託及び投資法人に関する法律(平成12年法律第198号)第2条第11項に規定する投資信託委託会社をいい、以下「委託会社」という。)が発行者の財務内容等を基に前号に規定するものと同等の信用力を有すると認めたもの
- 2 MMFが組入れることができる金融商品の範囲は、前条第2項に規定する金融商品のうち次に 掲げる金融商品とする。

(1) (略)

- (2)前号に規定する金融商品以外の金融商品で次のいずれかに該当するもの
  - イ 取得時において 2 社以上の<u>信用格付業者等</u>により、P-2又はA-2相当以上の短期<u>信用</u>格付若しくはBBBフラット又はBaa2相当以上の長期**信用**格付を受けているもの
  - ロ イに規定する金融商品以外の金融商品で 1 社の**信用格付業者等**からの**信用**格付のみのもの又は**信用格付業者等から信用**格付を取得していないもののうち、取得時において委託会社が発行者の財務内容等を基にイに規定するものと同等の信用力を有すると認めたもの

(運用指図できる取引の範囲)

- 第4条 第2条第3項に規定する取引は、次に掲げる取引について当該各号に掲げる取引先又 は取引対象の範囲で行うものとする。ただし、わが国の国債等を担保とする取引又は政府若し くは日銀が保証する取引に係るものについてはこの限りでない。
- (1)有価証券の貸付は、次のいずれかに該当する者に貸し付けるものであること

第1条~第2条

(同 左)

(組入有価証券等の範囲)

第3条 MMFが組入れることのできる有価証券の範囲は、前条第1項に規定する有価証券のうち次に掲げる有価証券とする。

(1) (同 左)

- (2)前号に規定する有価証券以外の有価証券で、当該有価証券の取得時において2社以上の <u>指定格付機関</u>により、P-2又はA-2相当以上の短期格付若しくはBBBフラット又はBaa2相 当以上の長期格付を受けているもの
- (3)前2号に規定する有価証券以外の有価証券で1社の指定格付機関からの格付のみのもの 又は格付を取得していないもののうち、取得時において投資信託委託会社(投資信託及び 投資法人に関する法律(平成12年法律第198号)第2条第11項に規定する投資信託委 託会社をいい、以下「委託会社」という。)が発行者の財務内容等を基に前号に規定するもの と同等の信用力を有すると認めたもの
- 2 MMFが組入れることができる金融商品の範囲は、前条第2項に規定する金融商品のうち次に 掲げる金融商品とする。

(1) (同 左)

- (2)前号に規定する金融商品以外の金融商品で次のいずれかに該当するもの
  - イ 取得時において 2 社以上の**指定格付機関**により、P-2又はA-2相当以上の短期格付若 しくはBBBフラット又はBaa2相当以上の長期格付を受けているもの
  - ロ イに規定する金融商品以外の金融商品で1社の<u>指定格付機関</u>からの格付のみのもの又 は格付を取得していないもののうち、取得時において委託会社が発行者の財務内容等を 基にイに規定するものと同等の信用力を有すると認めたもの

(運用指図できる取引の範囲)

- 第4条 第2条第3項に規定する取引は、次に掲げる取引について当該各号に掲げる取引先又 は取引対象の範囲で行うものとする。ただし、わが国の国債等を担保とする取引又は政府若し くは日銀が保証する取引に係るものについてはこの限りでない。
- (1)有価証券の貸付は、次のいずれかに該当する者に貸し付けるものであること

イ 2 社以上の指定格付機関により、P-2又はA-2相当以上の短期格付若しくはBBBフラッ



- イ 2 社以上の<u>信用格付業者等</u>により、P-2又はA-2相当以上の短期<u>信用</u>格付若しくはBB Bフラット又はBaa2相当以上の長期**信用**格付を受けている者
- ロ 1 社の<u>信用格付業者等</u>からの<u>信用</u>格付のみのもの又は<u>信用格付業者等から信用</u>格付を 取得していないもののうち、取得時において委託会社が発行者の財務内容等を基にイに 規定するものと同等の信用力を有すると認めた者

 $(2) \sim (3) \tag{8}$ 

第5条 (略)

## (投資制限)

- 第6条 同一の法人等が発行する有価証券等(第3条第1項に規定する有価証券(第1号に規定する有価証券を除く。)及び同条第2項に規定する金融商品(第1号に規定する金融商品を除く。)をいう。以下この条において同じ。)若しくは取扱う有価証券等への投資は、次に掲げる額の範囲内とする。
- (1)2 社以上の**信用格付業者等**からP-1又はA-1相当以上の短期**信用**格付若しくはA3又はA 相当以上の長期**信用**格付を受けているもの、若しくは**信用格付業者等から信用**格付けを受けていないもののうち委託会社が当該**信用**格付と同等の信用力を有するものと認めた有価証券等は、当該有価証券等の取得時において当該投資信託財産の純資産総額(以下「純資産総額」という。)の 5%以内の額とする。

(2) (略)

2~8 (略)

第7条~第9条 (略)

(満期保有目的債券の指定の制限)

第 10 条 満期保有目的債券(国債等を除く。)の指定は、指定する日において 2 社以上の<u>信用格付業者等</u>からA3又はA-相当以上の長期<u>信用</u>格付を取得しているもの、若しくは複数の<u>信用格付業者等</u>からの<u>信用</u>格付がなく 1 社からA3又はA-相当以上の長期<u>信用</u>格付を取得し、かつ当該委託会社が定めるガイドラインによりこれと同等の信用力を有するものと認めたものに限るものとする。

 $2\sim5$  (略)

第 11 条~第 13 条 (略)

(償却原価法による評価)

- 第14条 次に掲げる債券は、償却原価法により評価することができるものとする。
- (1)残存期間が1年以内の次に掲げる債券
- イ 国債等
- ロ 信用格付業者等からA-2又はP-2相当以上の短期信用格付若しくはA3又はA-相当以

ト又はBaa2相当以上の長期格付を受けている者

ロ 1 社の<u>指定格付機関</u>からの格付のみのもの又は格付を取得していないもののうち、取得時において委託会社が発行者の財務内容等を基にイに規定するものと同等の信用力を有すると認めた者

旧

 $(2) \sim (3)$  (同 左)

第5条 (同 左)

(投資制限)

- 第6条 同一の法人等が発行する有価証券等(第3条第1項に規定する有価証券(第1号に規定する有価証券を除く。)及び同条第2項に規定する金融商品(第1号に規定する金融商品を除く。)をいう。以下この条において同じ。)若しくは取扱う有価証券等への投資は、次に掲げる額の範囲内とする。
- (1)2 社以上の<u>指定格付機関</u>からP-1又はA-1相当以上の短期格付若しくはA3又はA-相当以上の長期格付を受けているもの、若しくは格付けを受けていないもののうち委託会社が当該格付と同等の信用力を有するものと認めた有価証券等は、当該有価証券等の取得時において当該投資信託財産の純資産総額(以下「純資産総額」という。)の 5%以内の額とする。

(2) (同 左)

2~8 (同 左)

第7条~第9条 (同 左)

(満期保有目的債券の指定の制限)

第 10 条 満期保有目的債券(国債等を除く。)の指定は、指定する日において 2 社以上の<u>指定格付機関</u>からA3又はA-相当以上の長期格付を取得しているもの、若しくは複数の<u>指定格付機関</u>からの格付がなく1 社からA3又はA-相当以上の長期格付を取得し、かつ当該委託会社が定めるガイドラインによりこれと同等の信用力を有するものと認めたものに限るものとする。

2~5 (同 左)

第 11 条~第 13 条 (同 左)

(償却原価法による評価)

- 第14条 次に掲げる債券は、償却原価法により評価することができるものとする。
- (1) 残存期間が 1 年以内の債券で、A-2又はP-2相当以上の短期格付若しくはA3又はA-相当以上の長期格付を取得している債券

			III		
上の長期信用格付を取得し					
	 ・務内容等を基に口に規定するものと同等の信用力	)を有すると認め			
たもの	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	(2)満期保有目的債券			
(2)満期保有目的債券		( ) 11 ( ) 11 ( ) 12 ( ) 1			
(=) 11/4/23 bit 13 E 1/3 Et 23		2~3	(同 左)		
2~3	(略)		(114 /11)		
	(РП /	第 15 条~第 16 条	(同 左)		
第 15 条~第 16 条	(略)	71 10 X 71 10 X			
# 10 A # 10 A	(	(社内規定の整備)			
(社内規定の整備)			第17条 委託会社は、次に掲げる事項についてのガイドラインを定め適切に対応するものとする		
第17条 委託会社は、次に掲げる事項についてのガイドラインを定め適切に対応するものとする。					
第17末 安託云征は、 <b></b>	がる事項についてのガイトノインを足め過 切に対心 (略)		***	タムナ、巫ュナナンフォの	
(昭) (2)第10条第1項に規定する2社以上の <u>信用格付業者等</u> から同項に定める <u>信用</u> 格付を受けて			(2)第10条第1項に規定する2社以上の <u>指定格付機関</u> から同項に定める格付を受けているもの と同等の信用力を有するものと認める場合のガイドライン		
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
	を有するものと認める場合のガイドライン	$(3) \sim (4)$	(同 左)		
$(3) \sim (4)$	(略)				
	( mtz )	2~3	(同 左)		
2~3	(略)	the so tr			
tata	(776.)	第 18 条	(同 左)		
第 18 条	(略)	hate o the same of the field bed			
		第3章 MRFに関する特例			
第3章 MRFに関する特例			(— · )		
		第 19 条	(同 左)		
第 19 条	(略)				
		(組入れる有価証券等の範			
(組入れる有価証券等の範囲)			第20条 MRFが組入れることができる有価証券の範囲は、前条第1項に規定する有価証券の		
第20条 MRFが組入れることができる有価証券の範囲は、前条第1項に規定する有価証券のう					
ち、次に掲げる有価証券とて	する。	(1)	(同 左)		
(1)	(略)	(2)前号に規定する有価証	(2)前号に規定する有価証券以外の有価証券で1社以上の指定格付機関からA-相当以上の		
(2)前号に規定する有価証券以外の有価証券で1社以上の <u>信用格付業者等</u> からA-相当以上		らA-相当以上 長期格付又はA-2相当	長期格付又はA-2相当以上の短期格付を受けているもの		
の長期 <u>信用</u> 格付又はA-	2相当以上の短期 <u>信用</u> 格付を受けているもの	(3)前2号に規定する有価	証券以外の有価証券で <u><b>指定格付機関</b></u> から格付	を受けていないものの	
(3)前 2 号に規定する有価証	E券以外の有価証券で <u>信用格付業者等</u> から <u>信用</u> 格	r付を受けていな うち、委託会社がその多	巻行者の財務内容等を基に前号に規定するもの	と同等の信用力を有	
いもののうち、委託会社な	びその発行者の財務内容等を基に前号に規定する	ものと同等の信 するものと認めたもの			
用力を有するものと認めた	<b>さもの</b>				
		2 MRFが組入れることがで	きる金融商品の範囲は、前条第2項において準	用する第2条第2項	
2 MRFが組入れることができ	る金融商品の範囲は、前条第2項において準用で	する第 2 条第 2 に規定する金融商品のう	ち、次に掲げる金融商品とする。		
項に規定する金融商品のう	ち、次に掲げる金融商品とする。	(1)	(同 左)		

を受けているもの

(略)

イ 1 社以上の信用格付業者等からA-相当以上の長期信用格付又はA-2相当以上の短

ロ 信用格付業者等から信用格付を受けていないもののうち、委託会社がその発行者の財

(2)前号に規定する金融商品以外の金融商品で次のいずれかに該当するもの

期信用格付を受けているもの

(1)

(2)前号に規定する金融商品以外の金融商品で次のいずれかに該当するもの

等を基にイに規定するものと同等の信用力を有するものと認めたもの

イ 1 社以上の指定格付機関からA-相当以上の長期格付又はA-2相当以上の短期格付

ロ 指定格付機関から格付を受けていないもののうち、委託会社がその発行者の財務内容

机

務内容等を基にイに規定するものと同等の信用力を有するものと認めたもの

(運用指図できる取引の範囲)

- 第21条 第19条第3項に規定する取引は、次に掲げる取引先又は取引対象の範囲で行うものとする。
- (1)有価証券の貸付は、次のいずれかに該当する者に貸し付けるものであること
  - イ 1 社以上の<u>信用格付業者等</u>からA-相当以上の長期<u>信用</u>格付又はA-2相当以上の短期**信用**格付を受けている者
  - ロ <u>信用格付業者等</u>から<u>信用</u>格付を受けていないもののうち、委託会社がその財務内容を 基にイに規定する者と同等の信用力を有するものと認めた者

 $(2) \sim (3) \tag{略}$ 

(投資制限)

- 第22条 有価証券等(第20条第1項に規定する有価証券(現先取引の対象となる債券及び債券の貸借取引に係る借入債券を含む。)及び同条第2項に規定する金融商品(現先取引の対象となる金融商品を含む。)をいう。以下この条において同じ。)のうち2社以上の**信用格付業者等**からAA-相当以上の長期**信用**格付又はA-1相当以上の短期**信用**格付を受けているもの、並びに**信用格付業者等から信用**格付を受けていないもののうち委託会社が当該**信用**格付と同等の信用力を有するものと認めたもの以外の有価証券等への投資の額は、純資産総額の5%以内の額とする。
- 2 同一法人等が発行する有価証券等若しくは取扱う有価証券等への投資の合計額は、次に掲げる額の範囲内とする。
- (1)2 社以上の**信用格付業者等**からAA-相当以上の長期**信用**格付又はA-1相当以上の短期**信用**格付を受けているもの、若しくは**信用格付業者等から信用**格付を受けていないもののうち委託会社が当該**信用**格付と同等の信用力を有するものと認めたものは、純資産総額の5%以内の額とする。

(2) (略)

 $3\sim7$  (略)

(以下略)

附則

この改正は、平成23年1月1日より実施する。

旧

(運用指図できる取引の範囲)

- 第21条 第19条第3項に規定する取引は、次に掲げる取引先又は取引対象の範囲で行うものとする。
- (1)有価証券の貸付は、次のいずれかに該当する者に貸し付けるものであること
  - イ 1 社以上の**指定格付機関**からA-相当以上の長期格付又はA-2相当以上の短期格付 を受けている者
  - ロ **指定格付機関**から格付を受けていないもののうち、委託会社がその財務内容を基にイに 規定する者と同等の信用力を有するものと認めた者

 $(2) \sim (3)$  (同 左

(投資制限)

- 第22条 有価証券等(第20条第1項に規定する有価証券(現先取引の対象となる債券及び債券の貸借取引に係る借入債券を含む。)及び同条第2項に規定する金融商品(現先取引の対象となる金融商品を含む。)をいう。以下この条において同じ。)のうち2社以上の指定格付機関からAA-相当以上の長期格付又はA-1相当以上の短期格付を受けているもの、並びに格付を受けていないもののうち委託会社が当該格付と同等の信用力を有するものと認めたもの以外の有価証券等への投資の額は、純資産総額の5%以内の額とする。
- 2 同一法人等が発行する有価証券等若しくは取扱う有価証券等への投資の合計額は、次に掲げる額の範囲内とする。
- (1)2 社以上の<u>指定格付機関</u>からAA-相当以上の長期格付又はA-1相当以上の短期格付を 受けているもの、若しくは格付を受けていないもののうち委託会社が当該格付と同等の信用 力を有するものと認めたものは、純資産総額の 5%以内の額とする。

(2) (同 左)

3~7 (同 左)

(同 左)